事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡４町村合併協議会

協　議　項　目	６．　議会の議員の定数及び任期の取扱い	協 議 細 目	

調　整　方　針

（案）　市町村の合併の特例に関する法律第６条第２項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。

洞戸村の区域　1人　板取村の区域　1人　武儀町の区域　1人　上之保村の区域　1人

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

関市の区域　19人　洞戸村の区域　1人　板取村の区域　1人　武儀町の区域　1人　上之保村の区域　1人

将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとする。

項　　目　　参　考　資　料

○　定数特例・・・・・関市の議員数に対する人口割（端数は四捨五入、１未満は１とする）

市町村名	現行
関　市	23
洞戸村	12
板取村	12
武儀町	12
上之保村	12
計	71

在任 → 増員選挙 →

定数特例	
23.00	23
0.72	1
0.59	1
1.30	1
0.77	1
計	27

関市の任期Ｈ19.4.30

一般選挙 →

市町村名	定　数
関　市	19
洞戸村	1
板取村	1
武儀町	1
上之保村	1
計	23

任期４年　Ｈ23.4.30

平成１７年２月１日　　平成１９年４月３０日　　平成２３年４月３０日

関市議会の残任期間（約２年間）　　任期４年間

定数特例　（関市　２３名＋４町村　４名）　　一般選挙　（関市　１９名＋４町村　４名）